

細則（８）

中志津干場公園利用要領

1 公園の管理運営

中志津干場公園については、施設の管理は市役所が行い、利用管理は中志津自治会が行うこととなっているので、団体の使用方法について以下のとおり定める。

2 利用優先順位

- 第1順位 中志津地域に居住する児童団体
- 第2順位 中志津自治会行事
- 第3順位 中志津自治会各区行事
- 第4順位 中志津地域に居住する団体
- 第5順位 他地域児童団体
- 第6順位 その他中志津自治会が認めたもの

3 利用時間の区分

- 午前の部 9時～13時まで
- 午後の部 13時～17時まで

4 利用方法

- (1) 利用申込場所 中志津自治会事務所
- (2) 利用申込方法 所定の申込用紙により申し込む。
- (3) 利用申込日時 利用する月の前月第1土曜日、午後2時から
第1土曜日が休日の場合は、第2土曜日とする。
- (4) 利用者決定方法 受付日初日の申込中、優先順位の高い順に利用者を選定する。
同順位者で利用日時が重なった場合は、抽選により決定する。

5 利用上の注意事項

- ・ ゴミは必ず利用者が持ち帰ること。
- ・ ゴルフクラブの持ち込みを禁止します。
- ・ 大人の野球を禁止します。
- ・ 公園内へ乗り物の乗り入れを禁止します。
- ・ フェンスへ登ったり器物を破損しないこと。

付則 平成7年2月11日 制定

- 付記 1、この公園は、角栄建設社長と佐倉市長との間で交わされた「志津角栄団地建設事業に関する協定書」（昭和40年5月）に基づき角栄建設に協定を守らせる住民の会が永年に渉る交渉の結果実現した児童公園である。
- 2、本要領は、「中志津児童公園利用規程」及び「中志津児童公園団体利用規程」（共に、昭和56年8月30日採択）を統合し、全面改正したものである。

平成11年11月 5 利用上の注意事項より「犬の散歩を禁止します。犬を公園内に入れないこと」を削除。

平成12年3月11日 児童 ⇒ 干場